平成２５年（フ）第１４８号
函館市富岡町１丁目21番８号
債務者　菅原　優子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８０号
函館市弥生町20番18号
債務者　龍宮寺剛山
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県丹波市柏原町柏原2850番地17
債務者　森本　美加
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
青森県三沢市泉町１丁目119番地98号　Ｈ―62―Ｃ
債務者　大導寺英一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４２号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤1975番地の２
債務者　梅津ゆき子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０７号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　２棟504号
債務者　内山メリジェーンこと　ＵＣＨＩＹＡＭＡ　ＭＡＲＹ　ＪＡＮＥ　ＮＡＶＡＳＱＵＥＺ
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１２号
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅４棟301号
債務者　藤﨑さとみ
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３０号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番３―104号
債務者　浦口　廣美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１２号
岡山県倉敷市連島町連島2545番地30
債務者　坂手　有希
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
高知市愛宕町２丁目16番13号　北光ビル403号
債務者　池上　政子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４５号
高知市鴨部３丁目25番12号
債務者　近藤　尚孝
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４９号
高知市二葉町８番18号、住民票上の住所高知市朝倉東町32番４号　朝倉南横南24号
債務者　吉川　和子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５０号
高知市二葉町８番18号
債務者　吉川　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５１号
高知市二葉町８番18号、住民票上の住所高知市鴨部３丁目32番15号　改住61号
債務者　吉川ゆみ子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
熊本県山鹿市山鹿1250番地１、前住所熊本市東区月出１丁目１番17号
債務者　千原摩利生（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第４５７号
東京都東大和市上北台２丁目880番地上北台住宅５―207号
債務者　青葉　和男
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３号
川崎市高津区北見方１丁目20番24号　ホワイトハウス高津103、前住所川崎市高津区北見方１丁目29番18―307号
債務者　赤城　啓一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係